陸上競技場砲丸投げ練習届

令和　　年　　月　　日

高知県立青少年センター　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用団体名 | |  |
| 代表者名 | |  |
| 担当者 | 住　所 |  |
|  | 氏　名 |  |
|  | 連絡先 |  |

　令和　 年　 月　 日 　時 　分から 　時 　分まで、陸上競技場で砲丸投げの練習を行うに当たり、下記の使用条件を守り事故が発生しないよう、責任を持って使用します。

使用条件

１　練習開始から終了まで、安全対策について見識を有する指導者（成人）1名以上が　常時立ち会うこと。

２　砲丸投げピットの周りをコーンやバーを使用して「落下エリア」として明確に区分し、周りの利用者が容易に立ち入らないようにするとともに、常時監視を行うこと。

３　砲丸を使用しての練習は、砲丸投げピットとサークル以外では行わないこと。

４　砲丸は、他の利用者がつまずいたり、ぶつかったりしないように管理すること。

５　投てき動作前に声かけ等を行い、投てき者と周囲の者による安全確認を行うこと。

６　投てき動作中は「落下エリア」に人が入らないよう、指導者や周辺の者による安全確認を行うこと。

７　投てき動作中に、人が「落下エリア」に侵入した場合、指導者や周囲の者は、大声等で投てき者に投てき中止を知らせること。

８　他の団体・個人と共用で利用している場合、「落下エリア」周辺に他の利用者が増えるなどして、危険と判断したときは直ちに練習を中止すること。